

## ◇国民健康保険だより◇

### ◆9月は国民健康被保険者証の更新月です

現在お持ちの被保険者証の**有効期限は平成27年9月30日(水)**です。  
 新しい保険証が9月30日までに簡易郵便書留にて世帯主あてに届きますので、現在お持ちの保険証は**10月1日(木)以降**に破棄してください。  
 なお、保険料の滞納がある世帯には、納付相談を受けていただきます。  
**※保険料を滞納すると、負担公平の見地からやむを得ず、財産差し押さえなど滞納処分の対象となります。**

### ◆窓口によくある質問

#### Q. 国民健康保険に必ず入らないといけないの？

A. 日本では、国民すべてが何らかの医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)  
 職場の健康保険を脱退したときから、国保で医療を受ける権利と同時に、保険料を納める義務が生じます。再就職先が確定するまでの間、あなたの意志に関わらず、国保に加入しなければなりません。なお、国保の手続きは世帯主の方が行ってください。

#### Q. 勤務先と国保から保険料を二重に請求された場合は？

A. 国保の脱退届出が必要です。職場の健康保険と違い、国保の手続きはすべて世帯主が行わなければなりません。職場の健康保険証が交付されましたら、必ず届出をしてください。

#### Q. 引越しのときに国保の届出は必要なの？

A. 国保は市区町村単位で運営されています。そのため、医療を「国保」で受けることは変わらなくても、あなたの属する国保は転出により変更する必要があります。転出届の際は、国保の保険証もお忘れなく。

【お問い合わせ先】 国保の手続きに関すること 役場 住民環境課 ☎64・7105【直通】  
 国保の保険料に関すること 役場 税務課 ☎64・7102【直通】

## 国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570・011・050) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

### 休館日のご案内 (9月1日～10月15日)

- ◇中央公民館 9月7日(月)・14日(月)・24日(木)・28日(月)  
 【☎64・4343】 10月5日(月)・13日(火)
- ◇総合体育館 9月7日(月)・14日(月)・28日(月)  
 【☎64・5585】 10月5日(月)
- ◇勤労青少年ホーム 9月7日(月)・14日(月)・21日(月・祝)・28日(月)  
 【☎62・6655】 10月5日(月)・12日(月・祝)
- ◇安八温泉 9月1日(火)・15日(火)  
 【☎64・5533】 10月1日(木)・15日(木)

### 今月の納税

国民健康保険料	4期
中須川土地改良区費	全期
揖斐川以東用水土地改良区費	全期
菱野川土地改良区費	全期

※納期限(口座振替日)は9月30日(水)です。